

令和4年度旭川市農業委員会第11回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和5年2月27日(月曜日)
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後1時42分閉会
- 3 開催場所 旭川市職員会館 3階 6号室
- 4 出席委員 15名
 - 1番・北原 浩美
 - 2番・鹿野 直子
 - 3番・柿木 和恵
 - 5番・秦 真一
 - 7番・湯浅 光二
 - 8番・高倉 伸淳
 - 10番・宮嶋 睦子
 - 11番・平 克洋
 - 12番・鷺尾 勲
 - 13番・浅沼 博実
 - 15番・一宮 敏昭
 - 16番・清水 利秋
 - 17番・石尾 卓也
 - 18番・山田 孝
 - 19番・滝川 岳雪
- 5 欠席委員
 - 4番・佐藤 慎二
 - 6番・外川 守
 - 9番・松木 一幸
 - 14番・只石 博幸
- 6 事務局職員
 - 野谷事務局長
 - 大谷副主幹
 - 正部川主任
 - 小浜事務局次長
 - 北田主査
 - 川原主任
 - 西村副主幹
 - 荒主査
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 3番・柿木 和恵 5番・秦 真一
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (3) 議案第3号 農地・非農地の判断について
 - (4) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (5) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
 - (6) 報告第3号 農地法第3条の規定による許可申請の専決の取り止めについて

10 議事録本紙

- 議長（山田 孝） それでは、ただいまから令和4年度旭川市農業委員会第11回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員数は、15名でございます。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきましては、事務局から報告いたします。
- 事務局（小浜事務局次長） 事務局。
- 御報告申し上げます。本日の部会に、4番佐藤委員、6番外川委員、9番松木委員、14番只石委員から欠席する旨の届出がございました。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 3番柿木委員、5番秦委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
- また、議事について発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
-
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
- 事務局から説明いたします。
- 事務局（大谷副主幹） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページないし4ページでございます。
- 御審議いただきますのは、所有権移転が6件で、地区の内訳は東鷹栖地区3件、永山地区1件、江神地区1件、東旭川地区1件となっております。内容でございますが、番号1番につきましては、譲渡人が管理する農地を譲受人へ売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
- 番号2番および3番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
- 番号4番および6番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が規模拡大を図る案件でございます。
- 番号5番につきましては、譲渡人が所有する農地を自身が参加する法人である譲受人へ売却し、経営を継承するものでございます。
- 議案補足資料1ページないし6ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（川原 主任） 事務局。
日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは5ページないし30ページでございます。

御審議いただく全体の件数は、所有権移転が2件、利用権設定の賃貸借が44件、合計は46件となっております。

地区別の内訳でございますが、所有権移転の2件は、西神楽地区となっております。

賃貸借の44件につきましては、東鷹栖地区8件、永山地区1件、江神地区1件、西神楽地区11件、東旭川地区23件となっております。

集積面積は、所有権移転が14.9ha、利用権設定の賃貸借が117.6ha、合計132.5haでございます。

内容でございますが、所有権移転は2件とも農地保有合理化事業に基づく北海道農業公社による買入でございます。

利用権設定の44件は、期間満了による再設定が22件、借主変更が15件、農地保有合理化事業による貸付が1件、高齢や稼働力不足などを理由とした新規案件が6件となっております。

いずれも旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、かつ、利用権設定等促進事業の要件を満たしていると認められることから、議案の内容に基づいて農用地利用集積計画案を策定いたしました。

なお、議案に記載の面積につきましては、所有権移転や利用権設定においては御審議いただく対象の面積を記載しておりますが、この後の報告事項にございます農地法第18条の規定に基づく合意解約におきましては、契約した当時の内容を記載しております。

したがって、登記面積の変更の他、所在や内地番の見直しなどによって、記載される内容が異なる場合がありますことを御承知おきください。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「農地・非農地の判断について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（正部川主任） 事務局。
日程第3議案第3号「農地・非農地の判断について」を御説明いたします。
議案の該当ページは31ページおよび32ページでございます。
今年度、農地利用状況調査において農地の現況確認を行い、今後、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないものについて、農林水産省が制定した「農地法の運用について」の第4に基づき、農地部会の議決により、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断を行うものです。
御審議いただく土地は東鷹栖地区1件、東旭川地区2件で、合計面積は1.1haです。
なお、番号3番の地番378-2は、記載のある1,068㎡のみが農地、それ以外が非農地であるため、内地番での表記となっております。
また、表の中ほどにあります、荒廃農地調査分類ですが、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地がB分類となります。
農地に該当しない旨の判断をした場合は、土地所有者、北海道、旭川市、法務局等への関係機関に対してその旨を通知するとともに、農地台帳の整理等を行うこととなります。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について「異議なし」と認め、議案のとおり非農地とすることに決定をいたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第4報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（大谷副主幹） 事務局。
日程第4報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは33ページないし36ページでございます。
本件につきましては合計5件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区2件、江神地区1件、西神楽地区1件、東旭川地区1件となっております。
届出の内訳としましては、全件が相続による所有権の取得でございます。
これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第5報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（北田主査） 事務局。
日程第5報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは37ページないし44ページでございます。
本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区3件、西神楽地区1件、東旭川地区14件、合計で18件ございました。
これらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第6報告第3号「農地法第3条の規定による許可申請の専決の取り止めについて」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（大谷副主幹） 事務局。
日程第6報告第3号「農地法第3条の規定による許可申請の専決の取り止めについて」を御説明いたします。議案の45ページを御覧ください。
本件は令和4年度第9回定例農地部会で審議・決定しました農地法第3条の規定による許可申請の専決に係るものでございます。
東旭川地区の農地が、旭川地方裁判所本庁で競売の対象として公告されていましたが、その競売が取り下げられていたことに伴い、先に決定していました専決期間を取り止めたことを報告するものであります。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。
これもちまして、令和4年度旭川市農業委員会第11回定例農地部会を閉会いたします。